

防災対策特別委員会報告事項について

●報告事項一覧

	件名	委員会報告日
1	水害対策準備本部の設置について	令和5年9月27日
2	風水害対応に関する今後の進め方について	令和5年12月1日
3	福祉避難所開設運営訓練の実施について	//
4	一般社団法人北区薬剤師会との連携による大規模災害時医療機関情報の公開について	//
5	大規模水害時の避難行動要支援者対策の進捗状況について	令和6年2月2日
6	令和6年能登半島地震への北区の対応について	//
7	災害時における被災者等支援に関する東京都行政書士会北支部との協定締結について	//
8	大規模水害時個別避難計画作成の進捗について	//

水害対策準備本部の設置について

1 要 旨

今年6月の台風第2号に伴う大雨対応において、避難場所の開設が深夜帯になったことなどを踏まえ、避難に関する検討・判断を行う新たな庁内態勢として、水害対策準備本部（以下「準備本部」という。）を設置した。

2 委員構成

危機管理室長（本部長）、土木部長（副本部長）、政策経営部長、総務部長、まちづくり部長

3 準備本部の役割

水害の発生が予想される状況において、以下の役割を担う。

- （1）避難場所の開設等を判断する（決定・周知は危機管理室長が行う）。
- （2）高齢者等避難の発令について協議する（発令は区長が行う）。

4 水防本部との関係性

応急対策班及び被災対応班によって構成される水防本部態勢は、土木部長を本部長、危機管理室長を副本部長とし、主に水害時の対応を行うが、準備本部は早期の避難検討・判断を主としている。今後、相互の関係性・連携の仕方などを検討し、より強固な連携・協力態勢を構築する。

5 今後の予定

今年度は暫定対応とし、現在改定作業中の地域防災計画において、正式な位置づけを行う。

- 参考** 台風第7号の対応について（別紙1のとおり）
台風第13号の対応について（別紙2のとおり）

台風第7号に伴う大雨への対応

<8月10日(木)>

この時点での台風は関東直撃の進路をとっていた。到達は早くて13日の見込み。

11:15 気象台 台風説明会①

16:00 第1回水害対策準備本部会議

- ・最大12か所の避難場所開設を視野に、従事職員の確認等の準備開始
- ・次の水害対策準備会議の日時決定(12日14時)

メール・HP等で事前周知①

<8月12日(土)>

台風は西に進路を変更。関東直撃の可能性はなくなったものの、湿った空気が流れ込むことから14日～15日にかけて大雨警報発表の確率が【中】となる。

14:00 第2回水害対策準備本部会議

- ・13日中の避難場所開設は行わないこととする。
- ・次の水害対策準備会議の日時決定(14日午前)

メール・HP等で事前周知②

<8月13日(日)>

11:15 気象台 台風説明会②

13:30 荒川下流河川事務所 第2ホットライン合同会議

<8月14日(月)>

気象庁「台風第7号に関する東京都気象情報 第17号」により、関東甲信地方に線状降水帯発生の可能性が示唆される。(11:32)

11:15 第3回水害対策準備本部会議

- ・避難場所5か所の開設を決定
堀船小学校、滝野川紅葉中学校、十条台ふれあい館、梅木小学校、
桐ヶ丘中学校

15:45 災対各部により、避難場所開設準備完了

メール・HPで周知

21:00 避難場所従事職員交代

(災対各部→指定管理職、危機管理室兼務職員)

23:00 水防本部設置

<8月15日(火)>

気象庁「台風第7号に関する東京都気象情報 第20号」により、東京地方の大
雨ピークが過ぎたと通知あり。(11:26)

- 8:30 避難場所従事職員交代
(指定管理職、危機管理室兼務職員→災対各部)
- 11:00 受電設備点検のため、滝野川紅葉中学校閉鎖
- 11:15 第4回水害対策準備本部会議
・避難場所の閉鎖を決定
- 12:00 すべての避難場所を閉鎖
メール・HPで周知
- 16:22 水防本部解除

※避難者 1名(十条台ふれあい館、21:45 避難～6:30 帰宅)

台風第13号に伴う大雨への対応

<9月5日(火)>

熱帯低気圧(後の台風13号)が関東接近の可能性

- 18:00 避難場所の早期開設を視野に勤務員の確認等の準備を実施
水害対策準備本部会議を9月6日16時開催予告

<9月6日(水)>

- 15:00 台風の進行遅れにより、水害対策準備本部の開催を、7日(木)15時に変更

<9月7日(木)>

- 11:15 東京管区气象台、台風説明会

- ・東京地方では、8日は非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、警報級の大雨となる見込み。土砂災害、低い土地や地下施設の浸水、河川の増水や氾濫に警戒。
- ・7日12時から8日12時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、東京地方150ミリ、その後、8日12時から9日12時までに予想される24時間降水量は、いずれも多い所で、東京地方100から150ミリ。

- 12:30 第1回水害対策準備本部会議の事前協議

- ・自主避難場所開設の決定(6か所)
- ・14時30分従事職員の集合、17時までの開設を目指し準備

- 15:00 第1回水害対策準備本部会議

- ・自主避難場所開設の確認(6か所)
- ・自主避難場所閉鎖は危機管理室で判断。

- 17:00 自主避難場所開設完了

- ・メール、HP等で周知

- 21:00 自主避難場所従事職員交代

(災対各部→指定管理職、危機管理室兼務職員)

- 23:00 水防本部設置

<9月8日(金)>

- 05:34 大雨注意報発令

- 06:35 日本気象協会

- ・昨日の予報からの変更事項として、時間降水量が最大で40mm

／hに増加し、「昼くらいまで」としていたところ、「15時頃まで」に伸びるとのこと。現在降っている朝の雨は、15mm/h程度の見込み。今後、状況により線状降水帯の恐れもあるかもしれない。

- 07:00 区民への注意喚起とお知らせ（2度目）
- 08:30 自主避難場所従事職員交代
（指定管理職、危機管理室兼務職員→災対各部）
- 11:15 東京管区气象台、台風説明会
 - ・東京地方では、8日夜までは非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降る見込み。多摩地区に予想されていた降水は激しくならない見込み。9日未明まで、風には引き続き注意が必要。
- 13:35
 - ・品川区、目黒区、中野区、杉並区、板橋区に発令されていた大雨・洪水警報が解除。
 - ・今後8日夜まで風雨は続くが、警報級の可能性は高くないため、15:00目安で自主避難所の閉鎖を判断。
- 15:00 各自主避難場所を閉鎖
メール・HPで周知
- 16:47 水防本部解除

※避難者 3名

- ・滝野川紅葉中学校 2名（18:00 避難～15:00 帰宅）
（11:00 避難～15:00 帰宅）
- ・防災センター 1名（23:40 避難～15:00 帰宅）

風水害対応に関する今後の進め方について

1 要 旨

近年、平成30年の7月豪雨や令和元年台風第19号など、全国各地で大規模水害が多発している。北区内においても荒川氾濫の備えとして、令和2年3月に「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」(以下、「基本方針」とする。)を策定するとともに、庁内体制の整備・構築や要支援者の避難行動支援をより具体化するための検討を行ってきた。基本方針策定以降の国・都の動向なども踏まえ、区の今後の風水害対策について以下のとおり進めていくこととする。

2 具体的な進め方

(1) 基本方針の改訂および避難者数の再算出

基本方針において、荒川氾濫時に浸水想定区域に居住する区民は高台への立ち退き避難を推奨している。一方で、首都圏における大規模水害広域避難検討会にて、浸水想定区域内であったとしても、一定条件(※)を満たす場合、自宅等に留まって安全を確保することが可能である旨が示されている。また、広域避難に関する具体的な検討も進んでいることから、基本方針の改訂を行うこととし、屋内安全確保が可能な地域や、避難者数の再算出を行っていく。

※ 屋内安全確保が可能な条件

- I 浸水継続時間が3日未満で、水が引くまで備蓄等で対応可能
- II 居室が浸水深より高い
- III 居室が氾濫流により家屋流失のおそれがある区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)外に位置する

(2) さらなる避難場所の確保

大規模水害時の避難場所については、現在区で指定している施設では不足

が見込まれている。これまでも都立学校や区内の大学との防災協定など、避難場所の確保に努めてきたところだが、更に区内の私立学校に対しても働きかけを広めていく。

なお、引き続き東京都と広域避難自治体（北区を含む、荒川流域に位置する自治体）が連携し、広域避難先として都立施設、民間施設の確保調整を行うとともに、実際の利用方法等について協議を行っている。

（３）石神井川対応避難場所の一部見直し

前もっての予測が難しいゲリラ豪雨等により、石神井川の氾濫が見込まれる際に、区では３か所の避難場所を指定している。この度、地域からの意見を踏まえ、避難経路等の見直しを行った結果、来年度より一部の避難場所について指定変更を行うものとする。

令和５年度まで：柳田小学校（北区豊島２－１１－２０）

令和６年度から：明桜中学校（北区王子６－３－２３）

※堀船小学校、滝野川紅葉中学校については変更なし

（４）避難行動要支援者名簿活用の手引きの改訂

令和３年９月に暫定版として作成した「避難行動要支援者名簿活用の手引き」について、令和４年１２月に策定した「北区大規模水害避難行動支援計画」の内容を盛り込み、風水害の内容を強化した。今回の改訂をもって完成版とし、地震・風水害の両災害において活用を推進していくものとする。配付先は避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織、民生委員、高齢者あんしんセンター）を予定している。

３ 今後の予定

令和５年１２月 避難行動要支援者名簿活用の手引き（完成版）の配付

令和５年度中 避難場所変更について、町会自治会への周知

令和６年度中 大規模水害を想定した避難行動の基本方針の改訂
区内想定避難者数の再算出

参考 別紙１ 避難行動要支援者名簿活用の手引き

避難行動要支援者名簿 活用の手引き

令和5年 9月

危機管理室 防災・危機管理課

はじめに

平素より北区の防災行政にご協力いただきありがとうございます。

この避難行動要支援者名簿活用の手引きは、甚大な被害が予想される災害時に、地域での具体的な避難行動要支援者（以下要支援者）への支援方法を示したものです。

広範で大きな災害が発生した場合、あるいは、発生するおそれがある場合の行政による対応、特に初動対応には限界があります。そのような場合においては、「自助（自分の身は自分で守る）」や「共助（地域で助けあう）」による対応が重要となりますが、特に自力での避難行動が困難な方にとっては支援がとても大切な問題となります。

そのため、北区では、災害時に自力で避難することが困難な方を登録した「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域の共助の支援体制づくりの一助とすべく、避難支援等関係者に配付しています。

この避難行動要支援者名簿活用の手引きは、避難支援等関係者が災害の発生又は発生のおそれがある際に、「避難行動要支援者名簿」を活用した活動内容について記載しています。また、災害の中でも、区民の皆さまから高い関心が寄せられている地震と水害（河川の氾濫及び土砂災害）に絞り、それぞれまとめています。

また令和5年9月に北区大規模水害避難行動支援計画（令和4年12月策定）の内容を反映し、暫定版から正式な「避難行動要支援者名簿活用の手引き」として発行いたしました。

いざというときに迅速かつ円滑に避難行動支援等が行えるよう、また、平時におきましても住民同士の顔の見える関係づくり等でご活用いただければ幸いです。

目次

避難行動要支援者名簿とは	3
これまでの取り組みと今後の名簿活用の基本方針	3
名簿の種類について	3
避難行動要支援者名簿の登録要件	4
避難行動要支援者名簿の見方	5
名簿の更新	5
名簿の適正な管理	6
地震・水害共通の活用方法	7
平常時の活用方法	7
発災のおそれ～発災時の活用方法	8
地震の際の活用方法	9
平常時の活用方法	9
発災直後の活用方法	9
発災時から避難後の活用方法	10
水害の際の活用方法	11
北区大規模水害避難行動支援計画について	11
避難行動要支援者名簿および活用の手引き（本書）の位置づけ	12
北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲	12
北区大規模水害避難行動支援計画の対象者	12
個別避難計画の概要	13
個別避難計画作成の優先度と作成方針	13
優先度と個別避難計画の作成担当者	14
平常時の活用方法	14
発災のおそれ～発災時の活用方法	16
避難支援の際の服装や持ち物・避難時の持ち物	18
関係機関の連絡先	19
避難所、避難場所について	20
大地震時の避難所	20
大地震時の避難場所	22
水害時の避難場所	23
用語集	24
Q&A	26

避難行動要支援者名簿とは

■これまでの取組みと今後の名簿活用の基本方針

平成 23 年に発生した東日本大震災では、多くの高齢者や障害のある方などが犠牲になったことから、平成 25 年度に災害対策基本法が改正され、自治体に対し、災害が発生した際に、ご自身の力では安全な場所に避難することが困難な方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。区では平成 29 年度から、「北区避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えた地域づくりの一助として活用いただけるよう避難支援等関係者の皆さまに配付しています。

名簿は、避難の支援、安否の確認、その他の要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となるものです。台風のように、原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでに一定の時間的猶予がある場合は、発生のおそれがある段階で名簿情報に基づき、避難支援等関係者が声掛けなどを行い、要支援者の避難行動を支援することが重要です。

今後は、名簿情報を基礎として、要支援者に対する個別避難計画の作成を順次進めることとしています。しかし、個別避難計画作成の同意が得られない場合や、作成途中などの理由で、個別避難計画が未作成な状態で災害に見舞われる可能性があります。そのような場合は、避難支援等関係者による名簿情報を活用した避難支援が行われるよう努めます。

また区は、避難行動要支援者名簿の作成と活用について、北区ホームページへの情報掲載や、チラシの作成および配布による広報を実施しています。現状、希望による名簿登録を併せて実施していますが、名簿制度について区民に広く周知し、避難に支援が必要な区民が漏れなく名簿に登録されることが重要です。（詳しい登録要件については後述いたします。）

■名簿の種類について

名簿には【平常時】の名簿と【災害時】の名簿の 2 種類があります。

○【平常時】の名簿

要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するため、名簿情報を避難支援等関係者〔警察署、消防署、自主防災組織（町会・自治会）、民生・児童委員、高齢者あんしんセンター〕へ提供することに同意した方だけが掲載された名簿です。

平常時に、避難支援等関係者にお渡ししている名簿は、この名簿です。

○【災害時】の名簿

名簿情報の提供に同意していない要支援者の方も含んだ名簿です。平常時は区が毎月更新し保管しており、災害発生時もしくは大規模な災害発生が懸念される際には、避難行動の支援や救助活動等のため、避難支援等関係者に提供することができますようになります。

■避難行動要支援者名簿の登録要件

北区では避難行動要支援者名簿に登録する要件を以下のとおり定めています。

①区が指定する登録者

(以下の条件に該当する方は、自動的に登録されます。)

- (1) 要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳(1・2級及び体幹の3級)の方
- (3) 愛の手帳(1・2度)の方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の方

※自動登録の更新作業は毎月行っています。

②下記のいずれかの条件に該当し、自力では避難ができず、支援が必要なため、名簿登録を希望される方(①に該当する方は除く)

- (1) 75歳以上の単身世帯もしくは75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護もしくは要支援の認定を受けている方
- (3) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (4) 愛の手帳をお持ちの方
- (5) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (6) 難病医療費受給者など、上記に準ずる方

※特別養護老人ホームやグループホーム等の要配慮者利用施設に入所されている方は、対象者の所在が明らかであり、災害発生後についても当該施設内にて対応を図ることが可能なことから、名簿の登録対象者から除かれています。なお、要配慮者利用施設の入所者は、施設で作成する避難確保計画の対象者として、避難の確保を図ることとしています。

■避難行動要支援者名簿の見方

(例) 避難行動要支援者名簿

北区避難行動要支援者名簿
【登録者本人データ】

〇〇町会

【緊急連絡先】

3

区指定	氏名	1	〇〇 〇〇 (女)	住所	〇〇1丁目〇番地△号	2	氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	父	3
	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしんセンター	〇〇〇	付番	00000000	電話(自宅)		FAX
No. 1	自主防	〇〇町会		生年月日	〇〇年 〇〇月 △△日	年齢	〇〇	FAX			
	身障手帳	〇	愛の手帳	-	精神手帳	-	電話(自宅)	〇〇-〇〇〇〇〇-△△△△	電話(携帯)		
同意する	要介護・要支援	-	難病	〇	75歳以上	〇	手帳等詳細				
	特記事項	4					電話番号 (事業者番号)		住所		
区指定	氏名	〇〇 〇〇 (男)	住所	〇〇1丁目〇番地△号			氏名	〇〇 〇〇	登録者との関係	成年後見人	
	地域振興室	王子	民生委員	000	高齢者あんしんセンター	〇〇〇	付番	00000000	電話(自宅)		
No. 2	自主防	〇〇町会		生年月日	〇〇年 〇〇月 △△日	年齢	〇〇	FAX			
	身障手帳	〇	愛の手帳	〇	精神手帳	〇	電話(自宅)	〇〇-〇〇〇〇〇-△△△△	電話(携帯)		
同意する	要介護・要支援	〇	難病	〇	75歳以上	〇	手帳等詳細				
	特記事項	リクライニング式車いす使用(介助者必要)					電話番号 (事業者番号)		住所		

各項目の概要

- ① 氏名
- ② 住所
- ③ 緊急連絡先
- ④ 特記事項 (車いすや白杖を使用しているなどの情報)

名簿は、避難の支援、安否の確認、その他の要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となるものです。

■名簿の更新

要支援者の情報は、北区への転入・北区からの転出・死亡等により、常に変化するものであるため、月に一度、区がデータ上での更新を実施しています。

■名簿の適正な管理

①区の実施事項

区は、要支援者の個人情報に適正に管理する必要があります。情報漏えい防止措置として、東京都北区個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に管理します。

また、区が避難支援等関係者に名簿を渡した際には、受領書を区へ提出していただくと共に、前年度に配付した名簿は回収します。

②避難支援等関係者の実施事項

避難支援等関係者には、個人情報保護法に沿った「避難行動要支援者名簿」の取り扱いが求められます。つきましては以下のような運用をお願いいたします。

- ◆利用目的の範囲内で名簿を使用する
- ◆名簿を複製しない
- ◆原則第三者に提供しない
- ◆許可されている人だけが取り扱えるようにする

※名簿の所持を町会長のみ限定するものではありません。

例) 提供を受けた3部を会長・副会長・防災部長で各1部所持する→○

提供された名簿を町会・自治会の外部の方に提供する→×

- ◆家族の目に触れないように保管する
- ◆紛失防止を徹底する

やってはいけないこと(例)

- 名簿をもとに町会への勧誘の電話をかけた。
→利用目的の範囲外となります。
- 第三者から名簿が欲しいと言われたため、コピーして渡した。
→複製及び第三者への提供はしないでください。追加で名簿をご希望の場合は北区役所までお問合せください。
- 名簿の使用後、毎回違う場所に保管している
→所定の場所を決めて、使用後はすみやかに戻すようにしてください。また、施錠可能な場所に保管することを推奨しています。

※紛失したらすぐに防災・危機管理課に報告をしてください。

地震・水害共通の活用方法

■平常時の活用方法

○地域の防災訓練への参加の呼びかけ

- ◆ 災害時のあらゆる活動は、平常時からの地域のつながりがあってこそ、円滑なものとなりますので、日頃から、要支援者に対して、地域の行事や防災訓練への参加を促し、地域との関係づくりを進めましょう。

《訓練の例》

① 要支援者への呼びかけ（地震・水害）

- ・災害を想定して、実際に要支援者の自宅を訪問して呼びかけを行い、家族や支援者などを確認しましょう。

② 避難所運営（地震）

- ・避難所において、要支援者が他の避難者と共同で生活を送るために必要な対応等を検討する。

③ 避難場所への移動（水害）

- ・地域の人と一緒に集合してから避難場所まで一緒に避難してどれくらい時間がかかるか、事前に確認してみましょう。想定する避難経路に障害となる物や要支援者が移動に要する時間を確認することも大事なことです。

○顔の見える関係づくり

- ◆ 避難行動要支援者名簿をもとに、要支援者の所在の確認や見守りなどに活用するとともに、必要に応じて、記載内容の確認や防災意識啓発のために個別訪問等を行うなど、顔の見える関係づくりに活用しましょう。

○支援の必要性が高い要支援者の把握

- ◆ 災害時にとくに支援の必要性が高い要支援者を事前に把握しておきましょう。

○事前の話し合いを

- ◆ 町会・自治会や民生・児童委員それぞれで定期的に行われている会議に相互で参加することや地区防災運営協議会などを活用して要支援者の支援分担や、避難時の地域での役割分担などについて、話し合うようにしましょう。

○避難生活への備え

- ◆ 避難生活に備えて、薬や生活必需品などは必ず備えておくように要支援者に話しておきましょう。

※持ち物はP18参照

○安全な避難先の検討

- ◆ 大勢の人が利用する区の避難所等で要支援者が生活を送ることは、多くの困難を伴う場合があります。いざという際に避難ができる親戚や知人宅（縁故避難先）を事前に決めておくことを呼び掛けましょう。また、平时に利用している介護サービス事業者等があれば、いざという際の避難先について、相談することを勧めましょう。

○支援体制の検討

災害時には、一人の要支援者に対して、なるべく近隣で複数の方々が支援する体制が理想です。可能な範囲で、支援体制をつくる検討を進めましょう。

《支援体制の検討の例》

- ① 町会・自治会と民生委員との協力のあり方について話し合う
- ② 町会の班や組ごとに支援者を決めておく
- ③ 地域を区分し、複数の支援者を決めておく

○平時の見守り活動等の実施検討

支援体制ができれば、平時の見守り活動の内容を検討します。無理をせず、地域の実情に応じて、できることから検討を始めましょう。

《活動内容の検討の例》

- ① 要支援者マップを作製する
- ② 地域内の避難経路を確認する
- ③ 情報伝達訓練（避難訓練への参加を呼び掛ける）
- ④ 安否確認、誘導訓練（車いす、視覚障害者誘導訓練等）



■発災のおそれ～発災時の活用方法

○落ち着いて情報確認

- ◆ 北区では、防災行政無線、ホームページ、北区メールマガジン、緊急速報メールなどにより区民の皆様へ災害に関する情報を発信します。

各町会・自治会には、防災行政無線の戸別受信機を配付しています。災害が起きた場合には情報を確認し、落ち着いて行動してください。

○ご自身とご家族の安全を最優先に

- ◆ 発災時には、自分自身と家族の安全確保を最優先に考えて行動しましょう。その後の活動についても、自分自身と家族の安全確保が前提です。その点をくれぐれも心がけて行動してください。